

## 未公開株等の取引を利用した詐欺的商法に対する取組状況(1)

## 1 現状

PIO - NETに寄せられた苦情相談件数の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
「未公開株」の相談件数	2,981	4,072	2,615	3,071	6,112	4,148
うち60歳以上の相談	1,691 (56.7%)	2,459 (60.4%)	1,647 (63.0%)	2,150 (70.0%)	4,680 (76.6%)	3,322 (80.1%)
「公社債」の相談件数	263	355	332	499	1,673	2,890
うち60歳以上の相談	197 (74.9%)	241 (67.9%)	209 (63.0%)	336 (67.3%)	1,278 (76.4%)	2,224 (77.0%)
「ファンド型投資商品」の 相談件数 <sup>2</sup>					2,988	2,915
うち60歳以上の相談					1,757 (58.8%)	1,941 (66.6%)

1: 2010年11月18日までの登録分。

2: 「ファンド型投資商品」は2009年度新設のキーワード。

## 2 経緯

消費者庁では、警察庁、金融庁等と連携し、「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置。平成22年3月、以下の施策を盛り込んだ対応策を取りまとめ。

- (1) 情報集約から取締までを一貫的かつ迅速に行う体制の構築
- (2) 注意喚起、普及啓発の強化
- (3) 被害の抑止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備のあり方の検討

### 3 施策の実施状況

#### 情報集約・共有

PIO - NETへの早期入力を消費生活センターに要請。  
日本証券業協会から消費者庁等に対し、32回に亘り、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報(約3900件)を提供。

上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。7回に亘り、警察庁、金融庁に約2700事業者分の名寄せ情報を提供。

#### 業者への対応

金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の発出について、社名公表。(4月~)

金融庁において、無届けで有価証券の募集を行う者に対する警告書の発出について、社名公表。(10月)

消費者庁から、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への注意喚起を実施。(10月)

金融商品取引法を改正し、裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定を施行。(6月)

証券取引等監視委員会から裁判所に対し、無登録業者に対して金商法違反行為の禁止等を命ずるよう、申立て。(11月)

警察において、悪質な事業者の捜査を行い、未公開株関係8事件、ファンド関係9事件、イラク通貨関係1事件で被疑者を検挙。(1月~)

#### 注意喚起・普及啓発

消費者庁から、「未公開株・社債の勧誘に関する注意喚起について」を公表し、高齢者等に注意を喚起。(3月)

3庁の連名で、リーフレットを作成し、地方公共団体、消費者団体、業界団体、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」参加団体等に配付。(3月)

日本証券業協会が作成したポスター、リーフレットの配付に3庁も協力(上記関係団体等に配付)。(3月、10月)

消費者庁では、消費者月間において、高齢者の消費者被害をテーマとし、本件を積極的に採りあげ。(5月)

金融庁において、政府広報を活用した注意喚起を実施。(10月)